

呉市公告第94号

呉農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、呉農業振興地域整備計画を次により縦覧に供します。

令和7年12月4日

呉市長 新原 芳明



1 呉農業振興地域整備計画の縦覧期間

自 令和7年12月4日

至 次回の呉農業振興地域整備計画の変更日まで

2 呉農業振興地域整備計画の縦覧場所

呉市役所 産業部農林水産課（呉市中央4丁目1番6号）